

米国のサステナビリティ開示の動向と日系アメリカ企業への影響



日系企業グループマネージャー
奥田 武充

Grant Thornton LLP

会計・税務・アドバイザーを行う「グローバル6」の会計事務所です。会計監査・レビュー、税務申告書作成やコンサルティングをはじめ、M&A関連のアドバイザーサービスなど幅広いサービスを提供しております。日米において経験豊富なプロフェッショナルがお客様の業務をサポートします。サステナビリティ、ESGについては、GAP分析（あるべきと現状の乖離分析）、ESG戦略や規定の策定支援、GHG排出量の測定支援等のサービスを広く行っています。お問い合わせ・ご質問は下記までお気軽にご連絡下さい。

連絡先

日系企業グループマネージャー
奥田 武充
okuda.takemi@us.gt.com

日米の公認会計士として、日米両国の監査・アドバイザー業務に従事。製造業、小売業、製薬業、不動産業、ソフトウェア業など業界を中心にIFRS、USGAAP適用企業での監査経験、IFRS導入支援やトランザクションサービス等の業務経験を有する。



日系企業グループ統括リーダー
渡辺 久美子
Tel: 312-602-8479
kumiko.watanabe@us.gt.com

昨今、サステナビリティ、ESG (Environmental, Social, and Governance) といった言葉が良く使われ、社会的な関心が高まっています。サステナビリティ、ESG共に、様々な意味合いで使用されていますが、総じて目先の利益を追い求めるのではなく、自然環境や社会システムの維持にも目を向けた長期的な企業経営という意味で使われています。

現在においてもサステナビリティレポートやESGレポートという形で開示をされている会社は多くありますが、開示項目や開示内容に多くのばらつきがあります。開示項目や内容を制度化し、透明性を高めようとする動きがグローバルレベルで活発化しています。今回は、アメリカでビジネスを行う日系企業を含む、アメリカ企業全てに大きな影響を与える米国証券取引委員会 (SEC) の公開草案とその影響についてご紹介します。

SEC公開草案の概要

米国証券取引委員会 (SEC) は2022年3月21日、気候変動開示案 (以下、「公開草案」) を公表しています。

当該公開草案が採択されると、アメリカ上場会社は、年次報告書 (Form 10-K や 20-F等) や証券登録届出書 (Form S-1) に気候変動に関する事項を開示することが要求されます。今回はその中から多くの企業に影響を与える以下の事項についてご紹介します。

1. ガバナンス

- 気候関連リスクに対する取締役会や経営陣の役割

2. 戦略・ビジネスモデル・将来見通し

- 気候関連リスクが、ビジネスや財務諸表に与える影響 (短期・中期・長期の観点で記載)
- 気候関連リスクが、企業のビジネス・戦略・将来見通しに与える影響
- シナリオ分析を利用した場合のシナリオ、予想される主要な財務影響

3. リスク管理

- 気候関連リスクを識別・評価・管理するための企業のプロセス

4. GHG 排出量 ※1 Scope1・2・3

- GHG (Greenhouse Gas、温室効果ガス) 排出量の開示

5. 目標とゴール

- 目標、ゴールに関する詳細な内容、関連データ

6. 財務諸表への影響

- 気候関連事象 (洪水・干ばつ・山火事・極端な温度・海面上昇等) が、財務諸表に与える影響
例としてサプライチェーンの混乱による売上・売上原価の影響、固定資産の減損、環境に対する引当金に関する記載があげられます。

上記の4. GHG排出量、6. 財務諸表への影響については監査 (又は第三者保証) の対象となります。現状の公開草案では、大規模早期提出会社から2023会計年度より順次適用が開始されます。12月決算の大規模早期提出会社は、2024年2月頃に発行する年次報告書 (Form 10-K) から上記^{※2}を開示することになります。

アメリカ上場企業の対応状況

現時点 (2022年10月) で12月決算の大規模早期提出会社は最初の開示まで1年半を切っております。上記1. ガバナンス、2. ビジネス・戦略、3. リスク管理、5. 目標とゴールについては、企業全体の活動に影響するものであり、グローバルに展開するグループ全体を踏まえ、取締役会などの上



位機関の意思決定が必要になります。また4. GHG 排出量については、グローバルレベルで数値を集計するための体制づくりが必要となります。いずれも海外子会社を含めた全社的な対応が必要になり、調整に時間がかかることが想定され、猶予時間が短いことからグローバル会計事務所を含む外部コンサルタントの導入支援サービスが広く利用されています。

日系アメリカ企業への影響

上記の公開草案はアメリカ市場に上場している企業を対象にしたものですが、アメリカ市場に上場していない日系アメリカ企業に対しても影響を与えることが考えられます。

1. 顧客からの要請

MicrosoftやGoogleといった社会的な影響の大きい大企業が取引先にESGに関する開示を求める動きが広がっています。

今後、大企業が取引先に求める開示内容に当該公開草案の内容が織り込まれていくことが想定されます。

また大企業がGHG排出量Scope 3を開示するために取引先に関連するGHG排出量の開示を求めることも想定されます。

顧客からの要請に対応できないとビジネス機会を失うことにつながる恐れがあります。

2. 資金調達への影響

現在でもグリーンボンド、ESGローン

などESG優良企業が資金調達の際に優遇されるケースがあります。今後この動きは拡大していくと思われます。その際にESG優良企業と認定されるための指針として当該公開草案の内容が織り込まれていくことが想定されます。金融機関の貸付先のGHG排出量が金融機関のGHG排出量Scope 3に含まれることになる場合は、融資を受けている企業は金融機関に対してGHG排出量を報告する必要がある出てくる可能性があります。

3. 上場親会社株価への影響

機関投資家のサステナビリティ、ESGへの関心はとて高まっています。機関投資家の投資対象、ファンドへの組み込み対象の際にサステナビリティ、ESGに関する情報が参考にされる傾向は今後も強くなっていくと考えられます。当該SEC公開草案の対象となるアメリカ上場企業と同等の情報開示を行わないと機関投資家の投資対象、ファンドへの組み込み対象から外れていくことも考えられます。

上記のSEC公開草案とは別にSECは2022年5月25日にファンドおよび投資顧問会社によるESG開示およびファンド名称に関するSEC規則案を公表しています。この規則案の中でESGを考慮するファンドやファンドを運用する投資顧問会社に対してESGに関する開示を拡大することを求めています。今後ESGファンドに組み込まれるためにESGに関する開示が投資家より求められる可能性があります。

上場親会社株価は、アメリカ子会社においても資金調達の柔軟性、ストックオプションなどの株式報酬の価値等へ影響を与えます。

上記のように日系アメリカ企業に対しても今後大きな影響を与えていくことが想定されます。

新しい会計基準や開示規定は一般的に上場会社から適応開始になって、その後非上場会社に展開されることが一般的です。サステナビリティ開示についても、非上場会社に対して近い将来求められる可能性があります。

また将来、日本において同様の開示が普及、法定化された場合は、日本の親会社に対してサステナビリティに関する情報を報告する必要が生じます。

取引先、金融機関、投資家がアメリカ、EU、日本企業等多岐にわたる場合、それぞれの企業は各国の規制に従うことが考えられ、日系アメリカ企業も間接的に各国の規制に広く対応するための体制づくりが必要となります。

※1 Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出を指します。(燃料の燃焼、工業プロセス等)

Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出を指します。

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出を指します。(事業者の活動に関連する他社の排出)

※2 Scope3の開示等一部の開示については、適用時期が異なります。